

令和7年第10回
箕面市農業委員会総会 会議録
令和7年11月18日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和7年10月18日(火)
午後1時30分から午後1時56分まで

2. 出席委員(16名)

1 番	稲垣 恵一	3 番	川上 加津子	4 番	加藤 博一
6 番	稲野 実	7 番	釋 巖	9 番	長澤 均
10 番	生田 梨恵	11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘
13 番	中井 正美	14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美
18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明	20 番	西田 清明
21 番	中井 博幸				

3. 欠席委員(5名)

2 番	神代 繁近	5 番	岡沢 聡	8 番	東浦 有治
16 番	植山 照男	17 番	長澤 陽子		

4. 会議録署名委員

14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美
------	-------	------	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	橋本 英樹	室長補佐	中村 健
主 任	辻岡 昌樹		野村 健太		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第 2 2 号 議 案 農地法第4条の規定による許可の件
- 第 2 3 号 議 案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の
決定の件
- 第 2 4 号 議 案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の
決定の件
- 報 告 第 6 0 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定届出受理)
- 報 告 第 6 1 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 6 2 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 6 3 号 専決処理の報告の件
(土地現況証明書発行の件)
- 報 告 第 6 4 号 農地等状況報告の件

令和7年第10回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和7年第10回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
着座にて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものいたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
本日は、委員21名中、出席委員は16名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
なお、神代委員・岡沢委員・東浦委員・長澤陽子委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
また、植山委員は遅参されています。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、14番 杉本委員、15番 西尾委員にお願いします。
案件に入ります前に、令和7年第9回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月10月17日開催の総会で、採決されました第20号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会

議の審議会に意見聴取を行ったものです。

内容は、石丸地区の農地をに転用するという案件でした。

10月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、10月24日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議長

それでは、案件に入ります。

日程第2、第22号議案、農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第22号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、白島、地目は、台帳、現況共に、面積は平方メートルです。

申請人は、氏、転用目的は、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地の街区面積に占める宅地の面積が40パーセントを超えていることから第3種農地となっています。

以上、第22号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、藤井委員に調査内容の報告をお願いします。

藤井委員

第22号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、の東約メートルに位置する農地です。

申請者の氏が、近隣住民等の要望を受け、を整備しようとするものです。

申請地周辺は、から近く、利便性も高いため、地域全体としてもの需要が増加していることから申請地を選定されました。

周辺の状況ですが、北側は、西側は、東側は、南側はとなっており、雨水は側溝に放流され、隣接農地及び水利組合の同意も得ており、周辺の農業経営に影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員

議長

事務局

議長

中井正美委員

本件は、都市農地貸借円滑化法に基づき、申請人の[]氏が、所有者で

ある[]氏他[]名から生産緑地を借り受けるために、事業計画を作成し、申請されたものです。

申請人の[]氏は、これまで[]で3年間農業に従事され、青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者として独立し、現在、新稲地区において、中間管理事業で約[]アールを耕作されています。

また、事業計画では、年300日ほど農業に従事され、生産した野菜は市内の学校給食や直売所で販売される予定です。

また、所有者の[]氏についても、主たる従事者として、農地の見回りや周辺住民からの相談対応等、一定、農作業に従事されるとのことです。

以上により、本事業計画は同法律第4条の各要件を満たしており、申請どおり決定しても問題ないものと考えます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします

次に、日程第4、第24号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第24号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、新稲[]、地目は台帳、現況共に[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

申請者は、[]

[]氏です。

所有者は、[]氏、設定する権利の種類は使用貸借権、設定期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までです。

以上、第24号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

第24号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の東約[]メートルに位置する[]筆の生産緑地です。

本件は、都市農地貸借円滑化法に基づき、申請人の[]が、所有者である[]氏から生産緑地を借り受けるために、事業計画を作成し、申請されたものです。

申請人の[]は、現在、[]名の従業員で約[]ヘクタールの農地を管理し、生産した野菜は、市内の学校給食へ供給しています。

また、所有者の[]氏についても、主たる従事者として、農地の見回りや周辺住民からの相談対応等、一定、農作業に従事されとのことでした。

以上により、本事業計画は同法律第4条の各要件を満たしており、申請どおり決定しても問題ないものと考えます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします

次に、報告案件に移ります。

報告第60号から報告第63号の4件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第5、報告第60号は専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定届出受理となります。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第60号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は、栗生間谷東[]、地目は、台帳[] 現況[]、面積は[]平方メートルです。

被設定人は、[]

氏です。

設定人は、氏、転用目的はと
なっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年10月1日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第60号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西田委員に調査内容の報告をお願いします。

西田委員

報告第60号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、の北約メートルに位置する農地です。

設定人は、氏で、被設定人の氏に使用貸借権を設定し、
住宅を建築するものです。

周辺につきましては、西側は、東側は、南側は、北側は
となっており、汚水等は公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流すること
から、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第61号及び日程第7、報告第62号はいずれも専決
処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理
となります。

それでは、日程第6、報告第61号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第61号につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、桜、地目は、台帳、現況共に、面積は
平方メートルです。

譲受人は、

氏です。

譲渡人は、氏、転用目的はとなってい
ます。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年10月14日に専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第61号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第61号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を行うため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側・南側は[]、北側は[]、西側は[]になっており、汚水等は公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第62号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第62号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、如意谷[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏です。

譲渡人は、[]氏持ち分[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年10月24日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第62号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西尾委員に調査内容の報告をお願いします。

西尾委員

報告第62号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南隣に位置する農地です。

譲渡人は、[]氏、他[]名で、譲受人の[]が、[]を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は[]、西側は[]、南側は[]、北側は[]

となっており、雨水等は自然浸透のため問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第8、報告第63号、専決処理の報告の件、土地現況証明書発行の件を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第63号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。
申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■■■ 現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。
願出人は、■■■■氏、持ち分■■■■、他■■■■名です。
利用状況は、■■■■として利用です。
本来、市街化調整区域で、農地法の適用外となる現況証明は、議案審議としていますが、本件につきましては、■■■■から農地法の適用を受ける■■■■への証明のため、専決処理するものでございます。
以上、報告第63号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員 報告第63号につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■から南東約■■■■メートルに位置する土地です。
本件土地は、登記上は■■■■になっていますが、現況は隣接する農地地目と一帯として■■■■として管理されています。
過去から■■■■として樹木を植栽されていましたが、この度、大きくなった樹木を伐採し再整備され、新たに■■■■の苗木を植栽されました。
引き続き農地として管理される誓約書も提出されておりますので、農地である旨の証明書の発行には問題ないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 それでは、ただいま報告のありました4件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。
ないようでございますので、次に、日程第9、報告第64号、農地等状況報告の件を議題といたします。
本件につきましては、各委員からの報告を別紙資料のとおり、事務局でまと

めておりますので、補足の説明や特に報告のある委員がおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員 粟生間谷、奥・中村地区の■■■■氏の農地ですが、10月28日時点ではJAの作業待ちでしたが、11月11日に除草完了を確認しましたので報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。

稲野委員 小野原東地区の■■■■氏の農地ですが、年2回の除草をしますとのことでしたが、委託先のシルバー人材センターでは、今年の猛暑により夏の作業を中断されており、11月1日・2日に除草が実施され、刈り倒したままの状態ですが、完了を確認しましたので報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。
他にありませんか。
ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
何か連絡事項はございますか。

事務局 〈箕面市農業祭について報告〉
〈次回日程について報告〉

議 長 これをもちまして令和7年第10回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時56分)

上記は、令和7年第10回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 杉本 泰彦

署名委員 西尾 正美

